

6. 誘導施設

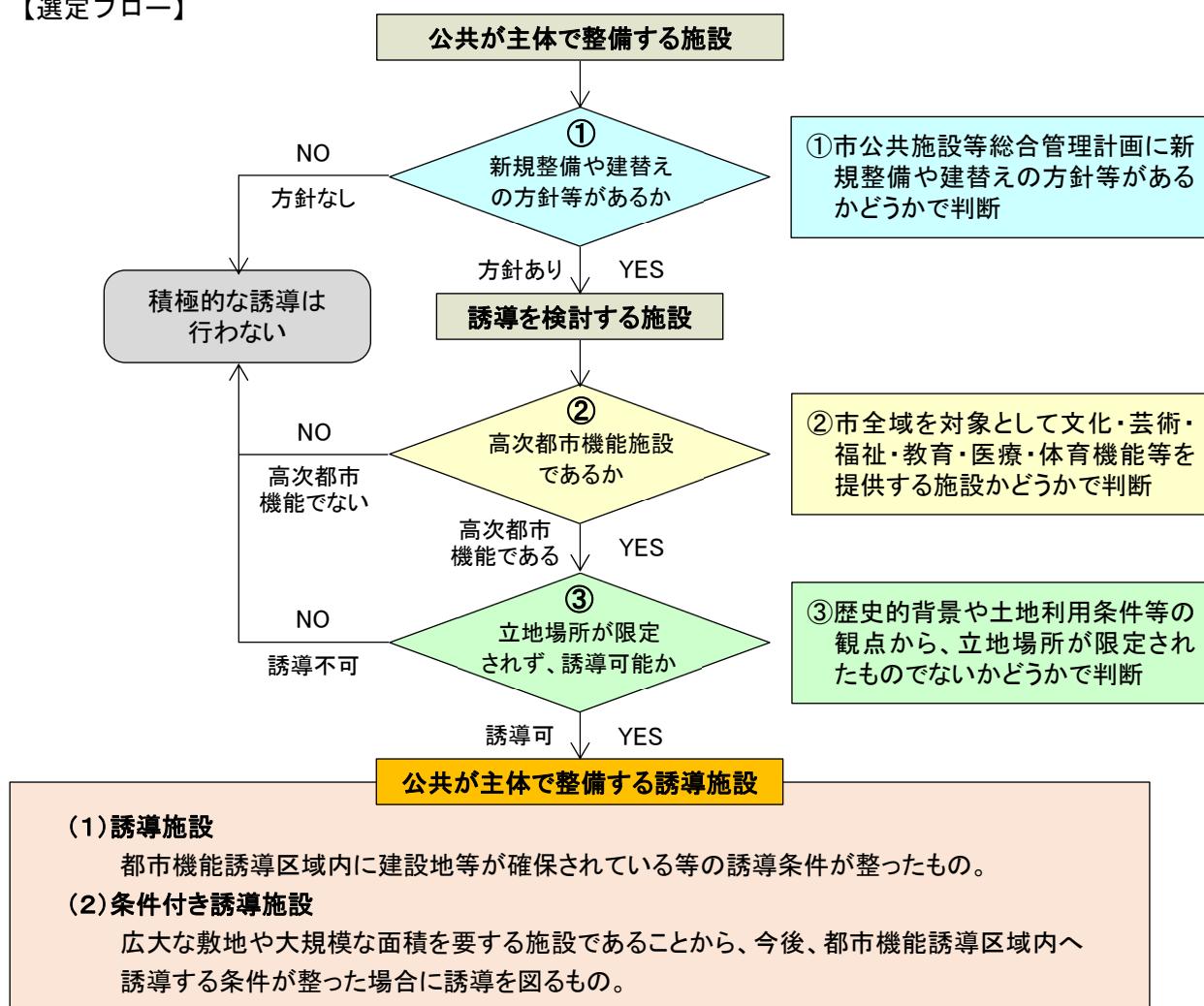
6.1 誘導施設の設定方針

都市機能の集積により、利便性が高くにぎわいのあられるまちとするため、以下の施設を設定します。

- ・民間が主体で整備する誘導施設については、商業・サービス機能の集積を図るため、商業施設、高度な医療を提供する病院、及び本店機能を有する銀行を設定します。
- ・公共が主体で整備する誘導施設については、市公共施設等総合管理計画の新規整備や建替え等の方針等に基づき、市全域を対象として文化・芸術・福祉・教育・医療・体育機能等を提供する施設*を設定します。

※ 公共が主体で整備する誘導施設の選定は、以下のフローに基づき行います。

【選定フロー】



※高次都市機能とは、日常生活圏よりも広い範囲から利用される教育、医療、福祉、文化・芸術、商業・業務などの機能です。

設定方針に合致する各施設の立地状況は以下のとおりとなります。

▼都市機能誘導区域内の施設立地状況（民間が主体で整備するもの）

地区名	都市機能誘導区域	分析対象地名	現 状			誘導施設		
			商業施設	医療施設	金融施設	商業施設	医療施設	金融施設
			物販店 (1000㎡以上)	地域医療支援病院	本店機能を有する銀行等	物販店 (1000㎡以上)	地域医療支援病院	本店機能を有する銀行等
鹿児島	①	中心市街地(中心商業・サービスゾーン)	19	0	8	●	◆	●
鹿児島		谷山(中心商業・サービスゾーン)	0	0	0	◆	◆	◆
鹿児島	②	中心市街地(広域交流・業務ゾーン:鹿児島駅周辺)	1	0	0	●	◆	-
鹿児島		中心市街地(広域交流・業務ゾーン:市立病院周辺)	0	1	0	◆	●	-
鹿児島		与次郎周辺ほか	10	3	0	●	●	-
郡山	②	地域生活拠点:郡山地域	0	0	0	◆	◆	-
吉田		地域生活拠点:吉田地域	0	0	0	◆	◆	-
鹿児島		地域生活拠点:吉野地域	3	0	0	●	◆	-
鹿児島		地域生活拠点:伊敷地域	0	0	0	◆	◆	-
松元		地域生活拠点:松元支所周辺	0	0	0	◆	◆	-
松元		地域生活拠点:上伊集院駅周辺	0	0	0	◆	◆	-
松元		地域生活拠点:春山小学校周辺	0	0	0	◆	◆	-
喜入		地域生活拠点:喜入地域	2	0	0	●	◆	-
吉田		団地核:牟礼岡団地	0	0	0	◆	◆	-
鹿児島		団地核:緑ヶ丘団地	0	0	0	◆	◆	-
鹿児島	団地核:花野団地	0	0	0	◆	◆	-	
鹿児島	②	団地核:伊敷団地・岡之原団地・千年団地	0	0	0	◆	◆	-
鹿児島			1	0	0	●	◆	-
鹿児島		団地核:伊敷ニュータウン・西玉里団地	1	0	0	●	◆	-
鹿児島		団地核:玉里団地	1	0	0	●	◆	-
鹿児島		団地核:原良団地	1	0	0	●	◆	-
鹿児島		団地核:武岡団地・武岡ハイランド・武岡ピュアタウン・武岡台	0	0	0	◆	◆	-
鹿児島			1	0	0	●	◆	-
鹿児島		団地核:西郷団地	1	0	0	●	◆	-
鹿児島			0	0	0	◆	◆	-
鹿児島		団地核:星ヶ峯ニュータウン・星ヶ峯南	1	0	0	●	◆	-
鹿児島		団地核:皇徳寺ニュータウン・南皇徳寺台	0	0	0	◆	◆	-
鹿児島			1	0	0	●	◆	-
鹿児島		団地核:桜ヶ丘団地・魚見ヶ原団地	1	0	0	●	◆	-

◆現状立地していない施設（誘導する施設）

●現状立地している施設（維持する施設）

▼都市機能誘導区域内の施設立地状況（公共が主体で整備するもの）

地区名	都市機能誘導区域	分析対象地名	現 状					誘導施設				
			文化施設	交流施設	体育施設	福祉施設	医療施設	文化施設	交流施設	体育施設	福祉施設	医療施設
			まちなか図書館	国際交流センター	多機能複合型スタジアム	児童相談所	地域医療支援病院	まちなか図書館	国際交流センター	多機能複合型スタジアム	児童相談所	地域医療支援病院
鹿児島	①	中心市街地(中心商業・サービスゾーン)	1	1	0	0	0	●	●	△	△	-
鹿児島	②	中心市街地(広域交流・業務ゾーン:鹿児島駅周辺)	0	0	0	0	0	-	-	-	△	-
鹿児島		中心市街地(広域交流・業務ゾーン:市立病院周辺)	0	0	0	0	1	-	-	-	△	●
鹿児島	①	谷山(中心商業・サービスゾーン)	0	0	0	0	0	-	-	-	△	-
鹿児島	②	与次郎周辺ほか	0	0	0	0	0	-	-	-	△	-

◆現状立地していない施設（誘導する施設）

△現状立地していない施設（条件付きで誘導する施設）

●現状立地している施設（維持する施設）

6.2 誘導施設の設定

■ 誘導施設の設定の考え方

- ア) 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設が立地していない場合は、これを誘導するため誘導施設として設定
- イ) 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設が既に立地している場合は、これを維持するため誘導施設として設定

誘導施設の設定方針および設定の考え方を踏まえ、以下のとおり誘導施設を設定します。

① 民間が主体で整備する誘導施設

□ 都市機能誘導区域①

- 物品販売業を営む店舗（※床面積 1,000 m²以上）
（ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする）
- 地域医療支援病院（医療法に基づく）
- 本店機能を有する銀行等
（銀行法に基づく銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定義される共同組織金融機関）

□ 都市機能誘導区域②

- 物品販売業を営む店舗（※床面積 1,000 m²以上 10,000 m²未満）
（ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする）
- 地域医療支援病院（医療法に基づく）

※ 「床面積」…建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積

② 公共が主体で整備する誘導施設

□ 都市機能誘導区域①

- まちなか図書館（図書館法に基づく図書館で、民間施設と複合的に整備するもの。）
- 国際交流センター（国際交流機能を有するもの。）

【条件付き誘導施設】

- 多機能複合型スタジアム（社会教育法第5条第4号に規定する社会教育施設のうち、社会教育調査規則第3条第13号に規定する体育施設。）

□ 都市機能誘導区域①、②

- 地域医療支援病院（医療法に基づく）

【条件付き誘導施設】

- 児童相談所（児童福祉法に基づく児童相談所で、子育て支援・障害支援・療育等の機能を複合的に整備する場合を含む。）